

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（以下この条、次条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（以下この条、次条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 配偶者同行休業職員（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業をしている職員をいう。）</u></p> <p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人の職員</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている</p>

職員（当該育児休業をしている期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4)～(6) [略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第2条第9号及び第10号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 職員に公益的法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第2号（第2条第10号に相当する期間に限る。以下この項において同じ。）及び第5号から第10号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第2号及び第5号から第10号までに掲げる期間に含むものとする。

職員（当該育児休業をしている期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）及び第2条第9号から第11号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4)～(6) [略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第2条第9号から第11号までに該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員及び第2条第9号から第11号までに掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 職員に公益的法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第2号（第2条第10号及び第11号に相当する期間に限る。以下この項において同じ。）及び第5号から第10号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第2号及び第5号から第10号までに掲げる期間に含むものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。